

台風19号により被災された皆様へ（お知らせ）

このたびの台風19号で被災されたすべての皆様に、心からお見舞い申し上げます。

【大郷町役場農政商工課】

被災証明書（農業用）

被災証明書（農業用）が必要な方は、災害等により一時的に経営が悪化したため、経営再建に必要な資金を「農林漁業セーフティネット資金」等からご融資を受ける方が必要な証明書です。（それ以外の方は、総務課の被災証明書の発行が可能です）

【農林漁業セーフティネット資金】

☆対象者は次のいずれかの条件を満たす方になります。

- ①認定農業者
- ②農業等に係る所得が総所得の過半を占めている方
- ③粗収益が200万円以上の方（法人は1,000万円以上）
- ④法人格を有しない任意団体であって農業を営む方（※条件があります）

☆融資限度額 600万円 ☆金利（年）0.06% ※月により変動あり

☆融資期間（うち据置期間）10年以内（3年以内）

☆被災証明書（農業用）が必要になりますので、被災状況の写真を添えて、役場農政商工課に申請ください（印鑑をお持ちください）。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

被害証明書（事業者用）

被害証明書が必要な方は、災害等により被害を受けた中小企業者が、事業を復旧するため、【中小・小規模企業者「災害復旧貸付」】を活用し必要な資金のご融資を受ける方が必要な証明書です。（それ以外の方は、総務課の被災証明書の発行が可能です）

【中小・小規模企業者「災害復旧貸付」】

☆対象者

指定された災害により被災された中小企業の方

☆融資限度額 直接貸付 1億5,000万円

代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円

☆利率（年） 貸付期間等により異なりますので、詳しくはお問合せください。

☆被害証明書が必要になりますので、被害状況の写真を添えて、役場農政商工課に申請ください（印鑑をお持ちください）。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

日本政策金融公庫 仙台支店

（農林水産事業）TEL：022-221-2331

（中小企業事業）TEL：022-223-8141